

**平成27年度
東部地域広域水道企業団
水道事業会計決算に基づく
資金不足比率報告書**

平成27年度東部地域広域水道企業団水道事業会計決算
に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、資金不足比率を次のとおり報告します。

記

企業会計名	資金不足比率(%)	備 考
水道事業会計	—	健全化法上の資金剰余額 132,310 千円

※資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表示

平成27年度東部地域広域水道企業団水道事業会計
決算に基づく資金不足比率算定式及び決算数値について

- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率

資金不足比率	備考
—	資金不足額なし

- ・資金不足算定式

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} = \text{資金不足比率}$$

※資金不足額 = (流動負債 + 建設改良等以外に充てた地方債残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

※事業規模 = 営業収益 - 受託工事収益

- ・数値 (決算額)

(税抜 単位:円)

項目	数値
流動負債額	148,818,469
建設改良等以外に充てた地方債残高	0
流動資産	281,128,573
解消可能資金不足額	0
営業収益	758,352,877
受託工事収益	0

$$(148,818,469 + 0 - 281,128,573) - 0$$

= 資金不足なし

$$\frac{758,352,877 - 0}{}$$

(流動資産が大きいので、資金不足が生じていない。)

平成27年度東部地域広域水道企業団 水道事業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成27年度東部地域広域水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

平成28年6月23日

3. 審査の方法

企業長から審査に付された、平成27年度東部地域広域水道企業団資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の関係法令に準拠して算定されているかを確認するとともに、関係職員からの説明を聴取しその適否について審査を行った。

4. 審査の経緯及び結果

(1) 総合意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に制定され、健全化判断比率や資金不足比率等の財政指数の公表が義務づけられた平成19年度決算から本年度で9回目を迎えた。この法律では平成20年度決算からは、これらの比率が国の定めた一定の基準以上になると経営に関し、国からの関与を余儀なくされ、財政健全化計画の策定を義務づけられるなど厳しい制約を受けることとなる。

同法は、普通会計だけでなく、水道事業や病院事業の公営企業会計等も対象としており、財政指数を審査の対象とすることで、指数値の精度を確保し、各地方自治体等の財政悪化を把握し、是正することを目的としている。

このたび、平成27年度決算において審査した結果、前年度と同様に資金不足は発生しておらず、健全化判断基準を超えていないことが認められる。また、計数は何れも関係書類と符合しており、正確であることも認められる。

しかし、資金剰余額の推移を検証すると、現状の経営状況が継続した場合、確実に資金不足に陥ることが懸念されることから、「安全な水を安定して供給できる持続可能な水道事業」を目指し、構成市との緊密な連携をとり財源の確保に努められたい。

支出の削減と水道料金収入の改善等に取り組むなど、職員一丸となって更なる経営及び財政の健全化に努められたい。

(2) 是正改善を要する事項

料金の改定等を視野に入れ、安定的な財源確保に努めるなど更なる企業努力を期待する。